

若年女性とソーシャル・プロテ クシヨン

ー性暴力被害を受けた若年女性への支援を中心
にー

JAWW学習会

2018.12. 11 城西国際大学紀尾井町キャンパス

戒能民江（お茶の水女子大学名誉教授）

本日の話の柱建て

- はじめに－政策の動向
- 1. 婦人保護事業の概要
- 2. 女性たちの状況
- 3. データで見る若年女性の「性犯罪」被害
- 4. 支援にたどり着かない若年女性とその要因
- 5. 若年女性支援と婦人保護事業の限界
- まとめにかえて－「女性自立支援法」（仮称）への展望

はじめに

<ようやく始まった女性支援事業の見直し>

- 厚生労働省「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」

2018.7～2019.3を予定（それ以降も継続？）

* 2013.3 婦人保護事業の課題に関する検討会「婦人保護事業等の課題に関する検討会のこれまでの議論の整理」

- 2017年度厚生労働省「婦人保護事業支援実態調査研究」

初の婦人保護事業支援実態調査

（掲載リンク先）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212859.html>

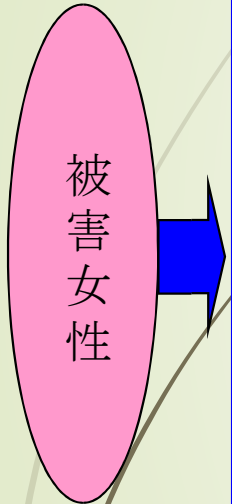
1. 婦人保護事業の概要

(1) 婦人保護事業とは

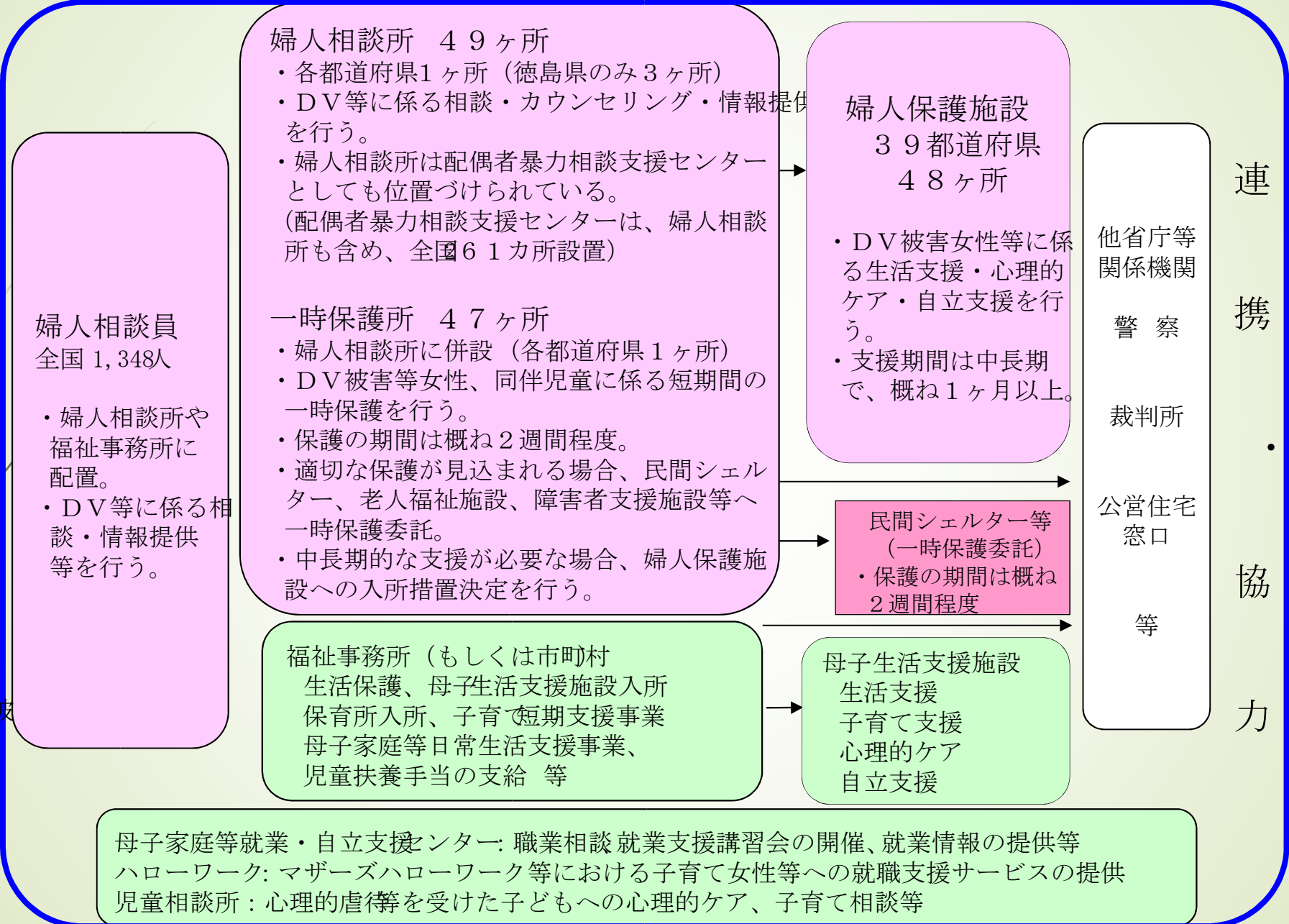
- すべての女性を対象とした、唯一の国による公的な総合的
直接支援事業
- 法的根拠は**売春防止法**第4章「保護更生」(1956)
その後、DV防止法・人身取引行動計画・ストーカー行為
規制法を根拠法に追加
- 婦人保護事業の3機関－婦人相談所・婦人相談員・婦人
保護施設
- 所轄は厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

○ 婦人保護事業関連施設と、ひとり親家庭の支援施策など婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業を組み合わせることで被害女性の自立に向けた支援を実施。必要に応じ、関係省庁等とも連携して対応。

5



【支援対象】
 DV被害女性
 ・ ストーカー被害女性
 ・ 人身取引被害女性 等



母子家庭等就業・自立支援センター: 職業相談 就業支援講習会の開催、就業情報の提供等
 ハローワーク: マザーズハローワーク等における子育て女性等への就職支援サービスの提供
 児童相談所: 心理的虐待等を受けた子どもへの心理的ケア、子育て相談等

2. 女性たちの状況

(1) 婦人保護事業に支援を求める女性たちの現状

1) **複合的な困難**を抱える女性たち

戒能ほか・厚生労働科研費調査（2011～2013）

- ▶ 暴力（DV・性暴力・子ども時代の性虐待被害経験など）、離婚、貧困、心身の疾患や障害（特に、精神的ダメージ）、居場所の喪失と社会的孤立、性的搾取、妊娠・中絶・出産、家族・就労からの排除、子どもの問題など
- ▶ <子どもの困難> 虐待被害（面前DV増加）、心身の障害、発達や学習の遅れ、きょうだい関係の悪化、親への不信感、不登校、引きこもり、自傷行為、自殺企図など
- ▶ <夫の状況> 失業や不就労（働かない）、心身の疾患や障害

2. 女性たちの状況

2) 制度の狭間に置かれた女性たち

➡ 複合差別—外国人女性、障害のある女性など

➡ 法制度間の矛盾—民法の親権（20歳未満）と児童福祉法の対象年齢（18歳未満）のはざま

18歳・19歳問題、支援現場では苦心—親の同意を必要とする福祉的支援が使えない、AV出演強要—未成年者契約取消権、親が加害者の場合

<=成人年齢の引き下げでどうなるか

➡ 法制度がない—性暴力・性虐待被害者支援法制、セクシュアル・マイノリティの差別撤廃・権利保障、セクハラ禁止法制（パワハラ・アカハラ）、学校教師によるセクハラ・性暴力被害の禁止法制、被害者支援法制、AV出演強要（デジタル性暴力）・「JKビジネス」規制・被害者支援法制など

➡ 制度／社会資源の未整備—妊娠・出産期の女性の支援など

2. 女性たちの状況

(2) 現代的課題

1) 若年女性の複合的困難 (BONDプロジェクト調査2014)

- ▶ 家族からの暴力と家族からの排除、性暴力被害、居場所の喪失、社会的孤立、精神疾患・障害、自殺念慮、貧困、性的搾取、教育・就労からの排除、予期しない妊娠・中絶とそのトラウマ、孤立した子育てと子育ての困難 (シングルマザー)

2) 性暴力・性虐待・性搾取の被害

性暴力被害経験多いー幼少時から継続・拡大・重複する被害

被害経験開示までの期間の長さ => 被害の深刻化と回復の困難

内閣府男女共同参画局「若年層における性的な暴力に係る相談・支援の在り方に関する調査研究事業」報告書2018.9 (内閣府HP)

3) 性的マイノリティ

3. データで見る若年女性の「性犯罪」被害

(1) 警察庁「平成27年版犯罪白書」から（刑法改正前）

1) 「性犯罪」は刑法上の犯罪カテゴリーに限定

- 強制わいせつ、強制性交等罪（旧強姦）など
- しかし、「性暴力」概念は幅広いーDV、子どもへの性虐待、セクハラ、児童買春など

実態とのずれが生じている

<刑法再改正の課題>

- 強制性交等罪の「構成要件」未改正＝「暴行脅迫」の有無
- 13歳未満は「暴行脅迫」なくても強姦罪成立（性交同意年齢＝13歳）も改正されなかった
- 監護者等性交罪の対象範囲が狭すぎる

3. データで見る若年女性の「性犯罪」被害

2) 全体としての「性犯罪」件数

- ▶ 強姦認知件数 1250件、検挙件数 1100件
- ▶ 強制わいせつ認知件数 7400件、検挙件数 4300件

3) 若年被害 <若者の被害が圧倒的多数>

- ▶ 強姦、 20歳代43% (最多)、13~19歳34.3%
30歳以上16.6%、13歳未満6.2%
- ▶ 強制わいせつ
- ▶ <女子> 20歳代37.2% (最多)、13~19歳35.7%、13歳未満13.5%、30歳以上13.6%
- ▶ <男子> 13歳未満59.3%、13~19歳未満26.6% (**86%が未成年**)、20歳代9.3%
- ▶ 2017刑法改正で、**男性も強姦被害者**へ

3. データで見る若年女性の「性犯罪」被害

(2) 内閣府「男女間における暴力に関する調査」 2018（刑法改正後初の全国調査）

- 「無理やりに性交された経験」－成人女性の7.8%、成人男性の1.5%が「経験あり」
- 加害者との関係「顔見知り」が74.7%（2015）
- 配偶者（約3割2018）・交際相手（約2割2018）・職場や学校関係・親・親族
- （監護者から女17.2%、男28.6%2018）
- **被害にあった時期** 20歳代49.6%、中学卒～19歳まで23%、小学生以下11.1%（2015）
- **相談の有無** 「相談しなかった」女性6割、男性4割（2018）

3. データで見る若年女性の「性犯罪」被害

(3) データに出てこない「性暴力」被害

1) 近年顕在化してきた「性虐待」

- ▶ 大人になってから、子ども時代の性虐待被害をようやく相談するようになった24時間無料匿名電話相談（内閣府パープルダイヤル2011）（現在は厚労省委託事業よりそいホットラインへ）
- ▶ 幼少期から家族（父親多い）からの長期にわたる性虐待、相談するまでに時間がかかる、被害は反復継続し、影響は深刻化
- ▶ 外部からの発見と介入が難しい
- ▶ 性暴力被害救援センター（ワンストップセンター）にも相談増加

3. データで見る若年女性の「性犯罪」被害

2) 中高生・大学生間の性暴力

- 成人が回答した「交際相手からの暴力」については、内閣府のデータがあり（男女間暴力調査）、交際相手からの暴力で「**命の危険を感じた**」女性は25%
- しかし、生徒・学生間に特化した性暴力のデータはない
- 近年、大学生の「集団性暴力」事件続発した
- ストーカー事例も見られるが解決策困難（一方を休学・留学）
- 中高の場合は親も巻き込んで解決策を探る
- 女性蔑視や性的対象視の価値観の転換—学校教育（性教育）重要

4. 支援にたどり着かない若年女性とその要因

(1) 問題のポイント

- 1) 若年女性の声が支援に届かない、そもそも声を出さない
 - 相談のハードルが思った以上に高い
 - 若年女性の不安定かつ流動的な社会的な位置とジェンダー
 - SNSに絡めとられている現状（座間事件）
- 2) 日本社会における若年女性の位置
 - 支援ニーズがあっても、そのニーズを社会的な問題として、なかなか認めることができない日本社会（性暴力被害の影響の軽視）
 - 性的存在－若ければ性の対象としての価値が上昇
 - 親に扶養される存在だが、家族の機能不全、親の子に対する意識にも性差（女の子だから）

4. 支援にたどり着かない若年女性とその要因

3) 大都市圏－東京、大阪、神奈川、愛知だけの問題ではない

- 確かに「JKビジネス」は大都市圏に集中
- しかし、SNSの世界は境界なし、リアルの世界では大都市圏に全国から若年女性がやってくる

4) 早期対応がないと、被害が反復継続、影響も深刻化

- 幼少時から性虐待、DV（目撃）、性暴力被害、さまざまな施設への入退所の繰り返し、家族・学校教育・就労からの排除、孤立、疾病など
相当年数経過してから、ようやく支援にたどり着く

4. 支援にたどり着かない若年女性とその要因

(2) 支援にたどり着いた女性たち

1) BONDプロジェクトが支援した女性たち

- 年齢は19～22歳、16～18歳が多いが、13～15歳も15%
- 自殺念慮抱いた経験「あり」が半数以上、相談相手は友人
- 自分の悩みを言語化できない、コミュニケーションが苦手
(「大丈夫」が口癖、だから「大丈夫？」は禁句)
- 被害を受けていて、支援が必要な女性ほどつながらない

4. 支援にたどり着かない若年女性とその要因

2) 婦人保護施設にたどり着いた女性たち

- ▶ 婦人保護施設慈愛寮（東京）の経験から

（細金和子「産前産後の母子支援—婦人保護施設慈愛寮の支援から」子どもの虐待とネグレクト49号、2017）

- ▶ 「飛び込み出産」「墜落出産」
- ▶ 妊娠・出産でようやく婦人保護事業とつながった女性たち
- ▶ ハイリスクな出産—赤ちゃんの健康状態も心配
- ▶ しかし、子の父親も親族も支えにならない状況、孤立の中での出産と子育て
- ▶ 子育てもうまくいかない—10代で親になることの困難・社会資源も少ない

4. 支援にたどり着かない若年女性とその要因

(3) 背景にある生活歴・困難

- ①親の貧困、家族の機能不全 ⇒ 児童養護施設などを経験してきた人が2~3割
- ②親が裕福で社会階層上でも家族からの非難「お前は失敗作だ」、家族内での孤立<居場所がない>
- ③親の障がい、自分自身の障がい
- ④学校でのいじめ

4. 支援にたどり着かない若年女性とその要因

- ⑤学校での**教育機会のはく奪**－中退が多い<学校でも居場所がない>
- ⑥**就業機会**に恵まれない－非正規雇用、低い賃金
- ⑦外国にルーツを持つ女性－過去に人身取引やDV被害であった母の人生に「ふりまわされているみたい」
- ⑧はびこる性風俗と性風俗産業による性搾取、しかし「カブキ（歌舞伎町）は家だよ」という孤立感

* 「JKビジネス」は中高生、AV出演強要は大学生が多い、男性も男性向けAvに出演強要被害

⑨**SNS**で性暴力被害に巻き込まれる

⑩信頼できる大人が近くにいない、大人や施設への不信感（「保護は嫌だ」）

5. 若年女性支援と婦人保護事業の限界

(1) 相談のハードルの高さ

- 相談してもよいとは思っていない（自分が悪い、自己責任論）
- どうせわかってもらえない、かえって批判・非難される
- 受け止めてもらえないなどの大人への不信感
- 相談しても何も変わらない、仕方ない
- この程度では助けてもらえない
- 親や教師にばれることを恐れる（見捨てられる感）
- 電話はかけない、誰かに聞かれたくない

5. 若年女性支援と婦人保護事業の限界

(2) 性暴力被害を認識することの困難

- ▶ 大学・学校教育における「性暴力」教育の欠落
- ▶ 被害にあったらどうすればよいか、どこに行けばよいか、「だれも教えてくれなかった」
- ▶ 必要なのは教員・管理職教育
- ▶ 性暴力被害によるトラウマの影響の理解
- ▶ 根強く残る強姦神話と被害者非難
- ▶ 被害にあったら「相談してよい」というメッセージを

5. 若年女性支援と婦人保護事業の限界

(3) 支援ニーズと支援制度・運用のギャップ

<支援団体の声>

「つなぐ先」が少ない、支援者と若年女性が望む支援・気持ち（の揺れ）とのギャップ、保護施設となじめない（共同生活、規則、利用者の年齢など）

- ▶ ニーズを把握していない？
- ▶ ニーズに対応できない要因は？
- ▶ <複合的困難への対応・制度のはざまにある女性への支援、そもそも支援が届かない女性たち>

個別対応、専門的対応、迅速な対応、継続的支援の必要性

集団主義、施設中心主義でよいか？選択肢がない（少ない）

5. 若年女性支援と婦人保護事業の限界

(4) 支援現場の現状

- ▶ 職員不足—人員配置と予算
- ▶ 専門職不足—心理職、保育士、学習支援、精神科医
- ▶ スタッフの専門性の保障—研修・スーパービジョン、資格要件、女性支援専門職
- ▶ 施設設備の不備と老朽化
- ▶ 自立支援プログラムと予算・人員の不足、不十分な社会資源
- ▶ 顕著な**地域差とローカルルール**の支配<ナショナルスタンダードがない>
- ▶ **行政の裁量**の幅の大きさと個人の努力・熱意に委ねられた支援<**組織的対応ではない**>
- ▶ DV被害者対応優先の弊害

5. 若年女性支援と婦人保護事業の限界

(5) 法制度上の制約 – **売春防止法を根拠法**としていることに起因する制約

1) 「女性福祉」ではなく、なぜ「婦人保護事業」だったのか？

- 第二次大戦後、社会事業が「社会福祉」へ、児童保護が「児童福祉」へ、しかし、婦人保護事業はそのまま
- 売防法は刑事特別法（処罰の対象）、5条違反と婦人補導院の存続

2) 売春防止法の「**保護更生**」**思想**とそれに基づく婦人保護事業

- 女性の人権理念の欠落（自己決定権とエンパワメントの不在）
- 女性の権利主体性への無関心（権利擁護システム欠落）
- 差別と偏見、女性の分断

5. 若年女性支援と婦人保護事業の限界

3) 行政行為・作用としての婦人保護事業

- 措置制度 – そのプラスとマイナス
- 他法他施策優先の運用
- 行政裁量をコントロールするシステムの欠落
(外部評価、評価基準、運用基準)
- 不服申立制度 (権利擁護システム)
- 施設内の諸規則と市民的自由の保障

まとめにかえて－「女性自立支援法」(仮称) への展望

(1) 女性自立支援法(仮称)とは

- 女性や子どもの人権保障をめざして、女性のニーズに対応しうる新たな包括的支援システムを構築し、その根拠法を新設する。
- 支援の必要な女性と子どもが、尊厳を回復し、個人として尊重され、その人らしい生き方ができるように支えていく。
- 当事者中心主義の立法

<発想の大転換が求められる>

厚生労働省若年女性支援モデル事業(2018年度東京都のみ受託)

アウトリーチ支援、居場所づくり、自立支援

他にも、若年女性専用施設の設置、収容型集団生活の支援施設による支援から柔軟な支援方法へ、多様なニーズに対応しうる支援など

まとめにかえて－「女性自立支援法」（仮称）への展望

（2）厚生労働省「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」

- 検討対象を「婦人保護事業」から拡大し、「困難をかかえる女性支援」へ
- 若年女性支援を重視（構成メンバーに若年女性支援民間団体4団体）
- 第5回までの議論を踏まえ、2019年度内「論点」について検討
- 委員には「新法制定」および売防法見直しの声強い

ブックリスト

- 橘ジュン 『最下層女子校生—無関心社会の罪』 2016、小学館新書
- 上間陽子 『裸足で逃げる—沖縄の夜28の街の少女たち』 2017、太田出版
- 仁藤夢乃 『女子高生の裏社会—「関係性の貧困」に生きる少女たち』 2014、光文社新書
- 飯島裕子 『ルポ貧困女子』 2016、岩波新書
- 中島かおり 『漂流女子—にんしんSOS東京の相談現場から』 2017、朝日新書